

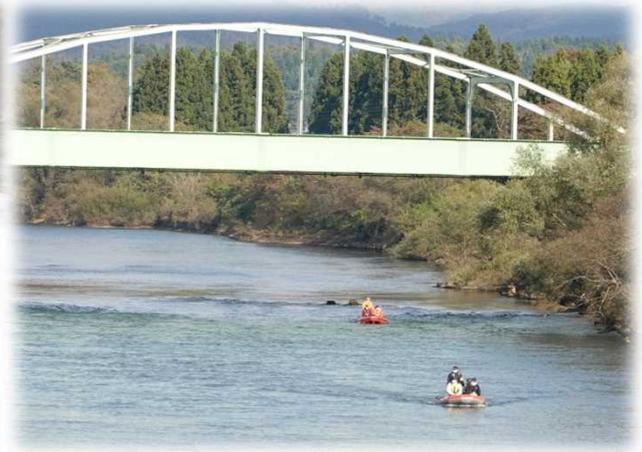
もりかわ通信

令和2年度 第163号
11月25日 発行
岩手河川国道事務所 盛岡出張所
〒020-0862
盛岡市東仙北一丁目11-11
TEL 019-636-0444
FAX 019-636-1047

～船上巡視を行いました～



10月30日（金）、今年度2回目の船上巡視を行いました。今回も南大橋からスタートし、花巻市のイギリス海岸までをボートで下りながら危険な箇所がないか等を目視で確認しました。盛岡出張所の職員を含めた8名が2艇のボートに乗って颯爽とスタートしていきましたが、当日は例年よりも川の水位が低くまた、風も冷たくかなり寒かったようで、秋を感じながらの船上巡視となりました。今回の巡視では、早急に補修が必要な箇所はありませんでした。



～水質事故対策訓練を行いました～

11月12日（木）、国や県、各市町村、消防、水道の関係者が参加し、一関市にある「北上川学習交流館あいぼーと」周辺にて水質事故が起きた際の対応について訓練を行いました。今回は市道上での事故により、軽油が水路に流出したという想定で訓練を行いました。

暖房を使う機会が増えるこの時期になると、一般家庭や事業所のタンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が増えてきます。そのような水質事故が起きた際に迅速かつ適切な対応ができるよう、オイルフェンスの設置方法や土のうによる下流への拡散防止方法などを参加者全員で確認しました。皆さんも普段から油類の扱いには十分気をつけましょう。油の回収にかかった費用は、原因者の負担となります。



左は、オイルフェンスを設置できるくらいの川幅や水深がない（水路）などで油を回収する方法の一つです。①土のうで水の流れをせき止めて下流への拡散を防止する。②塩ビパイプを設置する。③水面に浮いた油を吸着マット等で回収する。この時、設置した塩ビパイプからはきれいな水が流れていきます。

このように、状況に応じた様々な対応方法があります。

【土のうによる下流への拡散防止】